- の文言は改定後に変更となります。
- の文言は改定後に追加となります。

## りそな Net アンサー規約

み定前	改定後
第 1 条(本サービス・申込等)	第1条(本サービス・申込等)
1. りそな Net アンサーとは、りそなカード株式会社(以下「当	(1)りそな Net アンサーとは、りそなカード株式会社(以下「当
社」といいます)が発行したクレジットカード(一部所定のカー	社」といいます)が発行したクレジットカード(一部所定のカー
ドを除く、以下「りそなカード《セゾン》」といいます)の会員	ドを除く、以下「りそなカード《セゾン》」といいます)の会員
が、パーソナルコンピューター等(以下「端末」といいます)か	が、パーソナルコンピュータ等(以下「端末」といいます)から
らインターネットを介して当社所定のウェブサイト(以下「ウェ	インターネットを介して当社所定のウェブサイト(以下「ウェブ
ブサイト」といいます)にアクセスしたうえで当社所定の方法	サイト」といいます)にアクセスしたうえで当社所定の方法に
により依頼をした場合に、当社が提供するサービス(以下	より依頼をした場合に、当社が提供するサービス(以下「本
「本サービス」といいます)をいいます。	サービス」といいます)をいいます。
2. りそなカード《セゾン》会員のうち、本規約を承認のうえ、	(2)りそなカード《セゾン》会員のうち、本規約を承認のうえ、
当社所定の方法により登録を申込み、当社が認めた方をり	当社所定の方法により登録を申込み、当社が認めた方をり
そな Net アンサー会員(以下「会員」といいます)とします。な	そな Net アンサー会員(以下「会員」といいます)とします。な
お、お申込時に、本サービス利用時に本人確認等のために	お、お申込み時に、本サービス利用時に本人確認等のため
使用するパスワード(以下「Net アンサーパスワード」といい	に使用するパスワード(以下「Net アンサーパスワード」とい
ます)をお届けいただきます。	います)をお届けいただきます。
3. 会員には ID(以下「Net アンサーID」といい、Net アンサー	(3)会員には ID(以下「Net アンサーID」といい、Net アンサー
パスワードと総称して以下「Net アンサーID 等」といいます)	パスワードと総称して以下「Net アンサーID 等」といいます)
を付与します。当社が Net アンサーID を通知したときに、申	を付与します。当社が Net アンサーID を通知したときに、申
込人に会員資格が生じるものとします。	込人に会員資格が生じるものとします。
4. 2. の登録は、りそなカード《セゾン》毎に行うものとしま	(4)(2)の登録は、りそなカード《セゾン》ごとに行うものとしま
す。	す。
第2条(本サービスの内容)	第2条(本サービスの内容)
1. 会員が利用できる本サービスの内容については、当社が	(1)会員が利用できる本サービスの内容については、当社
ウェブサイトにおいて別途掲示するものとします。	がウェブサイトにおいて別途掲示するものとします。
2. 本サービスの利用にあたり、会員は、本規約のほか当社	(2)本サービスの利用にあたり、会員は、本規約のほか当社
が定める規定等(以下総称して「本規約等」といいます)を遵	が定める規定等(以下総称して「本規約等」といいます)を遵
守するものとします。	守するものとします。
3. 当社は、入力された Net アンサーID 及び Net アンサーパ	(3)当社は、入力された Net アンサーID および Net アンサー
スワードの一致を確認することによって、会員本人による本 	パスワードの一致を確認することによって、会員本人による
サービスの利用とみなします。なお、本サービスの提供にお 	本サービスの利用とみなします。なお、本サービスの提供に
いて、本人認証のためにその他の手続きを求める場合があ	おいて、本人認証のためにその他の手続きを求める場合が
ります。	あります。
4. 当社が提供したりそなカード《セゾン》の利用履歴等が提	(4)当社が提供したりそなカード《セゾン》の利用履歴等が提
供前後に行われた利用の結果を反映しないなどの理由で事	供前後に行われた利用の結果を反映しないなどの理由で事
実と相違していた場合、そのために生じた損害については、	実と相違していた場合、そのために生じた損害については、
当社は責任を負いません。	当社は責任を負いません。
第4条(提携先のサービス)	第4条(提携先のサービス)

- 1. 会員は、本サービスのほか、当社が提携する第三者(以 下「提携先」といいます)が提供するサービス(以下「提携先 サービス」といいます)を利用することができます(一部のカ 一ドを除く)。その場合、会員は、本規約等のほか、提携先 が定める規約等を遵守するものとします。
- 2. 当社は、提携先サービスの内容及び提携先サービスの

# 瑕疵又は不備等について一切の責任を負いません。

#### 第5条(環境)

会員は、自己の責任と負担において、本サービス及び提携 先サービスを利用するために必要な、端末、通信機器、ソフ トウェア、電話利用契約及びインターネット接続契約等を準 備するものとします。

#### 第 6 条 (Net アンサーID 等)

- 1. Net アンサーID 等は、会員が善良な管理者の注意をもつ て使用し、第三者に使用させたり、他人に知られたりするこ とのないよう管理するものとします。Net アンサーID 等につき 改変、盗用または不正使用その他の事故があっても、その ために生じた損害については、当社は一切責任を負いませ ん。但し、当社に故意又は重過失がある場合は、その限りで はないものとします。
- 2. 会員は、Net アンサーID もしくは Net アンサーパスワード の盗難等があった場合、Net アンサーID もしくは Net アンサ ーパスワードの失念があった場合、又は、Net アンサーID も しくは Net アンサーパスワードが第三者に使用されているこ とが判明した場合には、直ちに当社にその旨の連絡をする とともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものと します。

#### 第7条(サービスの一時中断)

当社は、サービス提供のための装置の保守点検・設備更 新・運営上の必要及び天災・災害・装置の故障等の事由に より本サービスの提供を中断することがあります。

### 第8条(免責事項)

- 1. 当社の責によらない、通信機器、端末等の障害及び回線 の不通等の障害等により、本サービスの取扱いが遅延又は 不能となった場合、もしくは、当社が送信した情報に誤謬、 脱落が生じた場合、そのために生じた損害については、当 社は責任を負いません。
- 2. 電話回線等の通信経路について盗聴等がなされたことに より、会員の Net アンサーID 等、又は情報等が漏洩した場 合、そのために生じた損害については、当社は責任を負い ません。
- 3. 本サービスの提供にあたり、当社が Net アンサーID 及び

- (1)会員は、本サービスのほか、当社が提携する第三者(以 下「提携先」といいます)が提供するサービス(以下「提携先 サービス」といいます)を利用することができます(一部のカ ードを除く)。その場合、会員は、本規約等のほか、提携先 が定める規約等を遵守するものとします。
- (2) 当社は、提携先サービスの内容および提携先サービス の瑕疵または不備等について一切の責任を負いません。

#### 第5条(環境)

会員は、自己の責任と負担において、本サービスおよび提 携先サービスを利用するために必要な、端末、通信機器、ソ フトウェア、電話利用契約およびインターネット接続契約等を 準備するものとします。

#### 第 6 条 (Net アンサーID 等)

- (1) Net アンサーID 等は、会員が善良な管理者の注意をもつ て使用し、第三者に使用させたり、他人に知られたりするこ とのないよう管理するものとします。Net アンサーID 等につき 改変、盗用または不正使用その他の事故があっても、その ために生じた損害については、当社は一切責任を負いませ ん。ただし、当社に故意または重過失がある場合は、その限 りではないものとします。
- (2)会員は、Net アンサーID もしくは Net アンサーパスワード の盗難等があった場合、Net アンサーID もしくは Net アンサ ーパスワードの失念があった場合、または、Net アンサーID もしくは Net アンサーパスワードが第三者に使用されている ことが判明した場合には、直ちに当社にその旨の連絡をす るとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うもの とします。

#### 第7条(サービスの一時中断)

当社は、サービス提供のための装置の保守点検・設備更 新・運営上の必要および天災・災害・装置の故障等の事由 により本サービスの提供を中断することがあります。

#### 第8条(免責事項)

- (1) 当社の責によらない、通信機器、端末等の障害および回 線の不通等の障害等により、本サービスの取扱いが遅延ま たは不能となった場合、もしくは、当社が送信した情報に誤 謬、脱落が生じた場合、そのために生じた損害については、 当社は責任を負いません。
- (2) 電話回線等の通信経路について盗聴等がなされたこと により、会員の Net アンサーID 等、または情報等が漏洩した 場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負 いません。
- (3) 本サービスの提供にあたり、当社が Net アンサーID およ

Net アンサーパスワードの一致を確認のうえ取り扱った場 び Net アンサーパスワードの一致を確認のうえ取扱った場 合、Net アンサーID、Net アンサーパスワードにつき偽造、変 合、Net アンサーID、Net アンサーパスワードにつき偽造、変 造、盗用その他事故があっても、そのために生じた損害につ 造、盗用その他事故があっても、そのために生じた損害につ いては、当社は責任を負いません。 いては、当社は責任を負いません。 (4) 第7条の中断が生じた場合、そのために生じた損害につ いては、当社は責任を負いません。 (5) その他本サービスを利用することによって生じたいかな る損害についても、当社は、当社に故意または重過失があ る場合を除き、責任を負いません。 第9条(変更の届出) 第9条(変更の届出) 会員は、申込の際に届け出た内容に変更があった場合、す 会員は、申込みの際に届出た内容に変更があった場合、速 みやかにその旨を当社が指定する方法により届け出るもの やかにその旨を当社が指定する方法により届出るものとし とします。 ます。 第10条(通知) 第 10 条(通知) 1. 本サービスの利用及び本規約に基づく会員宛の諸通知 (1) 本サービスの利用および本規約に基づく会員宛の諸通 は、会員が申し出た E メールアドレスにその内容を発信した 知は、会員が申出た E メールアドレスにその内容を発信した ときをもって、到達したものとみなします。会員は、当社から ときをもって、到達したものとみなします。会員は、当社から の諸通知を受信できるよう、メールソフトやセキュリティソフト の諸通知を受信できるよう、メールソフトやセキュリティソフト などの設定を行うものとします。 などの設定を行うものとします。 2. E メールの管理を行うプロバイダーのコンピューターシス (2) E メールの管理を行うプロバイダのコンピュータシステム テムの事故、又は E メールアドレスの変更・廃止を行ったに の事故、または E メールアドレスの変更・廃止を行ったにも もかかわらず第9条の変更の届出を行わなかった場合は、 かかわらず第9条の変更の届出を行わなかった場合は、最 最終届出のメールアドレスに宛てて諸通知の内容を送信し 終届出のメールアドレスに宛てて諸通知の内容を送信したと た時をもって到達したものとします。なお、第1項後段の設定 きをもって到達したものとします。なお、本条第1項後段の設 を行わなかった場合も同様とします。 定を行わなかった場合も同様とします。 第11条(個人情報の取扱い等) 第11条(個人情報の取扱い等) 会員の個人情報の取扱いその他本規約等に定めのない事 会員の個人情報の取扱いその他本規約等に定めのない事 項については、りそなカード《セゾン》規約及び個人情報の取 項については、りそなカード《セゾン》規約および個人情報の 取扱いに関する同意条項等の諸規定に定めるとおりとしま 扱いに関する同意条項等の諸規定に定めるとおりとします。 す。 第 13 条(退会) 第 13 条(退会) 会員が本サービスの退会を希望するときは、当社が指定す 会員が本サービスの退会を希望するときは、当社が指定す る方法により届け出るものとします。退会登録の完了によ る方法により届出るものとします。退会登録の完了により、 り、本サービスを利用することができなくなります。この場 本サービスを利用することができなくなります。この場合、提 合、提携先サービスの提供を受けること(特典の付与を受け 携先サービスの提供を受けること(特典の付与を受けること ることまたは当社が付与するポイントへの特典の交換を含 または当社が付与するポイントへの特典の交換を含む)が む)ができなくなることがあります。 できなくなることがあります。 第 14 条(資格喪失) 第 14 条(資格喪失) 会員が下記各号の一にでも該当した場合、当社は会員資格 会員が下記各号のいずれかに該当した場合、当社は会員 を喪失させることができるものとします。 資格を喪失させることができるものとします。

(1)りそなカード《セゾン》の会員資格を喪失したとき。

②申込み時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。

(1)りそなカード《セゾン》の会員資格を喪失したとき。

(2) 申込み時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。

(3)本規約等に違反したとき。 ③本規約等に違反したとき。 (4)りそなカード《セゾン》規約に違反したとき。 ④りそなカード《セゾン》規約に違反したとき。 (5)その他当社が不適当と判断する行為を行ったとき。 **⑤その他当社が不適当と判断する行為を行ったとき。** 第 17 条(本規約等の変更等) 第17条(本規約の変更等) りそなカード《セゾン》規約第21条(本規約の変更等)の規定 りそなカード《セゾン》規約第21条(本規約の変更等)の規定 は本規約の変更について準用します。この場合において、り は本規約の変更について準用します。この場合において、り そなカード《セゾン》規約第21条(本規約の変更等)中「本規 そなカード《セゾン》規約第21条(本規約の変更等)中「本規 約」とあるのは、「りそな Net アンサー規約」と読み替えるも 約」とあるのは、「りそな Net アンサー規約」と読替えるものと のとします。 します。 2007年3月改定 2007年3月改定 2010年3月改定 2010年3月改定 2020年1月改定 2020年1月改定 2021年1月改定 2022年10月改定

でに当社のサーバー内にカード会員に対する通知内容を記

録し、カード会員がウェブサイトから Net アンサーを通じて、

電磁的方法による通知に関する特則	
第2条(適用)	第 2 条 (適用)
本特則は、りそな Net アンサー会員のうち、当社が指定する	本特則は、りそな Net アンサー会員のうち、当社が指定する
クレジットカード(以下「カード」といいます)の保有者(以下「カ	クレジットカード(以下「カード」といいます)の保有者(以下「カ
ード会員」といいます)に適用されます。但し、当該カード会	ード会員」といいます)に適用されます。ただし、当該カード
員の一部については、本人が電磁的方法による通知を当社	会員の一部については、本人が電磁的方法による通知を当
に申し入れた場合に適用されるものとします。	社に申入れた場合に適用されるものとします。
第3条(電磁的方法による通知)	第3条(電磁的方法による通知)
1. カード会員に対して当社がカードにかかる請求金額を通	(1)カード会員に対して当社がカードにかかる請求金額を通
知する方法は、原則として、カード規約で定められる請求書	知する方法は、原則として、カード規約で定められる請求書
に代えて、りそな Net アンサー(以下「Net アンサー」といい	に代えて、りそな Net アンサー(以下「Net アンサー」といい
ます)を通じて電磁的方法により通知する方法(以下「電磁	ます)を通じて電磁的方法により通知する方法(以下「電磁
的方法」といいます)によるものとします。	的方法」といいます)によるものとします。
2. 前項のほか、当社がカード会員に対して以下の法令に基	(2)前項のほか、当社がカード会員に対して以下の法令に
づく通知を行う場合も、電磁的方法で行うことを承諾してい	基づく通知を行う場合も、電磁的方法で行うことを承諾して
ただきます。	いただきます。
(1)貸金業法第 17 条第 1 項及び第 6 項に基づく通知。	①貸金業法第 17 条第 1 項および第 6 項に基づく通知。
(2)割賦販売法第30条の2の3第1項、第2項、第3項に	②割賦販売法第30条の2の3第1項、第2項、第3項に
基づく通知。	基づく通知。
	(3)カード会員は、前項の電磁的方法による通知につき承諾
	している場合であっても、当社が会員に電子書面を通知した
	日から3ヵ月間は、前項各号にかかる書面の交付を当社に
	申出ることができます。
第 4 条(電磁的方法)	第 4 条(電磁的方法)
1. 当社は、電磁的方法による通知として、当社所定の日ま	(1)当社は、電磁的方法による通知として、当社所定の日ま

でに当社のサーバー内にカード会員に対する通知内容を記

録し、カード会員がウェブサイトから Net アンサーを通じて、

当社所定の方法に従い当社のサーバー内にアクセスする方	当社所定の方法に従い当社のサーバー内にアクセスする方
法で、当該内容をお知らせいたします。	法で、当該内容をお知らせいたします。
2. 第1項の場合、カード会員には当該通知内容を、カード会	(2)第 1 項の場合、カード会員には当該通知内容を、カード
員のパソコン等の端末に記録していただきます。	会員のパソコン等の端末に記録していただきます。
第6条(書面による方法への変更)	第6条(書面による方法への変更)
カード会員はいつでも、当社所定の方法で申し出ることによ	カード会員はいつでも、当社所定の方法で申出ることによ
り、通知方法を電磁的方法に代えて書面による送付の方法	り、通知方法を電磁的方法に代えて書面による送付の方法
に変更することができます。	に変更することができます。
第7条(例外規定)	第7条(例外規定)
当社は以下の場合、電磁的方法による通知を書面による送	当社は以下の場合第3条に定める通知を、電磁的方法に代
付の方法で行うものといたします。	えて書面による送付の方法で行うものといたします。
(1)法令等によって書面による送付が必要とされる場合。	①法令等によって書面による送付が必要とされる場合。
(2)請求金額に修正等がある場合。	②請求金額に修正等がある場合。
(3) Net アンサーの会員資格を喪失した場合。	③Net アンサーの会員資格を喪失した場合。
(4)その他、当社が必要と判断した場合。	④その他、当社が必要と判断した場合。
2010 年 3 月改定	2010 年 3 月改定
	2021 年 1 月改定
	2022 年 10 月改定